

## 茨木市景観作物活用事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、実行組合（市内農家で組織される農業者団体をいう。以下同じ。）が実施するれんげを堆肥として水稻を栽培する事業に対し、市が補助金を交付することにより栽培過程における負担を軽減し、れんげによる良好な景観を形成するとともに、新たな特産品としてれんげ米の生産を促進し、もって地域の活性化及び安全・安心な農作物の供給による地産地消の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、実行組合が実施するれんげを堆肥として水稻を栽培する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) れんげによる良好な景観の形成を目的とするものであること。
- (2) 新たな特産品としてれんげ米の生産の促進を目的とするものであること。
- (3) 市内のほ場にれんげを栽培し、当該れんげを堆肥として水稻を栽培することを計画する面積（次号及び第3において「計画栽培面積」という。）が一筆ごとに1アール以上であり、かつ、実行組合単位で10アール以上であること。
- (4) 補助金の交付申請時において、計画栽培面積の3割以上の面積部分についてれんげの生育が認められること。
- (5) 補助金の交付決定のあった年度において、当該ほ場内でれんげを堆肥とした水稻の栽培を行うこと。

### (補助金額)

第3 補助金の額は、計画栽培面積1アールにつき900円とする。ただし、計画栽培面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市景観作物活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) ほ場の位置図
- (3) れんげの生育状況が分かる写真

### (補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市景観作物活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(開始の届出)

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の開始後速やかに茨木市景観作物活用事業開始届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市景観作物活用事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市景観作物活用事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市景観作物活用事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) ほ場の位置図
- (3) 水稻を植えたことが分かる写真

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市景観作物活用事業補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市景観作物活用事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類等を、当該補

助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
実行組合名  
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物活用事業補助金交付申請書

茨木市景観作物活用事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) ほ場の位置図
- (3) れんげの生育状況が分かる写真

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
実行組合名  
代表者名 様

茨木市景観作物活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市景観作物活用事業補助金は、次の条件を  
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地

実行組合名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物活用事業開始届

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市景観作物活用事業  
を次のとおり開始したので届け出ます。

1 補助対象事業

2 実施場所

3 事業開始年月日 年 月 日

4 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

実行組合名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物活用事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市景観作物活用事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

7 変更事業完了予定年月日 年 月 日

様式第5号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
実行組合名  
代表者名 様

茨木市景観作物活用事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市景観作物活用事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円  
変更増減額 円  
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

実行組合名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物活用事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業実績書

(2) ほ場の位置図

(3) 水稻を植えたことが分かる写真

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
実行組合名  
代表者名 様

茨木市景観作物活用事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市景観作物活用事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
実行組合名  
代表者名

㊞

茨木市景観作物活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円